

令和7年3月7日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る特例」の終了に伴う  
地域包括診療加算(料)「2年毎の研修実績の届出直し」について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年4月6日付 厚生労働省事務連絡のとおり、【新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である特例】は、「事務連絡発出から2年を経過した日(令和7年4月)に終了」となっております(社会保険通報 第912号(5.4.28) P.44に記載)。

つきましては、「研修実績の届出」について既に2年を経過しており(前回の「研修実績の届出」が令和5年3月以前である場合※)、かつ令和7年4月以降も引き続き、地域包括診療加算・地域包括診療料を算定する場合には、令和7年3月(4月1日までに近畿厚生局に郵送着)までに、「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の単位取得に係る2年毎の届出を行う必要があります。

※令和6年5月～9月、「令和6年度診療報酬改定に伴う届出直し」の際に「研修実績の届出」書類を添付された場合は、当該「改定に伴う届出直し」から2年後(令和8年5月～9月)に「研修実績の届出」が必要となります。今回の特例終了に伴う届出直しは不要です。

令和5年4月6日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」(別添)

2. 施設基準に係る特例について

(5) 研修要件にかかる取扱いについて

- ① 再診料の注12 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。当該特例については、本事務連絡発出から2年を経過した日に終了する。

届出書類の提出先、「直近2年20単位の所定研修の受講履歴」届出直しについては、下記のとおりです。

つきましては、本件につきご了知いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### ■ 届出書類の提出先

近畿厚生局 指導監査課

〒540-0011 大阪府中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 8 階

(問い合わせ先 電話：06-7663-7663 / 施設基準グループ)

### ■ 「直近 2 年 20 単位の所定研修の受講履歴」届出直しについて

#### ・ 参照ウェブサイト

##### ● 近畿厚生局ウェブサイト

「地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に係る研修実績の届出について」

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo\\_shido/chihoukakensyuu.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/chihoukakensyuu.html)



##### ● 大阪府医師会ウェブサイト

「文書ライブラリ」

[https://www.osaka.med.or.jp/upload/files/20240226\\_162046\\_368369.pdf](https://www.osaka.med.or.jp/upload/files/20240226_162046_368369.pdf)

2024 ID 1264

「地域包括診療加算・地域包括診療料 施設基準「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の単位取得および届出直しについて（令和 6 年 2 月・大阪府医師会保険医療課）」



- ・届出日から 2 年ごとに、引き続き算定される場合には、「慢性疾患の指導に係る適切な研修」に関する受講証明書類を届出直しする必要があります。
- ・前回、「慢性疾患の指導に係る適切な研修」に関する受講証明書類を届出直しされてから 2 年後に、同受講証明書類の届出直しが必要です。
- ・令和 5 年 4 月 6 日 厚生労働省事務連絡【新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修に係る施設基準を満たせない場合も、引き続き算定可能である特例】は、令和 7 年 4 月に終了。令和 7 年 4 月以降も引き続き、地域包括診療加算(料)を算定する場合は、令和 7 年 3 月までに、受講証明書類の届出直しが必要です。
- ・令和 4 年 6 月 29 日厚生労働省事務連絡により、当該研修については、新規届出より、すべて e-ラーニングにより受講してもよい、とされております。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001